

共同事業体運用基準

第1 趣旨

この運用基準は、施工（調査等）管理業務ごとに結成される共同事業体により業務を行う場合に適用する。

第2 構成員の数

共同事業体の構成員（以下「構成員」という。）の数の上限は設けないが、技術力を結集して業務を実施することを念頭に置き、必要以上に細分化しないこと。

第3 組合せ

原則として、構成員の組合せは施工（調査等）管理業務に対応する業種区分の中日本高速道路株式会社調査等競争参加資格の認定を受けた者の組合せとする。

第4 構成員の要件

1 業務実績

構成員の代表者は、元請としての当該業務の業務実績を有していなければならない。なお、構成員の代表者以外においては、この限りではない。

2 管理技術者

構成員の代表者は、当該業務に対応する管理技術者を履行場所に常駐で配置することができなければならない。

3 業務の分担

構成員は、業務の分担を運営委員会で定める。

4 出資条件

- (1) 各構成員は、管理員を1名以上派遣しなければならない。
- (2) 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、運営委員会で協議して評価する。

5 代表者の要件

構成員の代表者（以下「代表者」という。）は、次の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 代表者は、運営委員会において決定された者とする。
- (2) 代表者に所属する者から、管理技術者から選出するものとする。

第5 共同事業体協定書

共同事業体を結成する場合の共同事業体協定書は、別紙ー1（共同事業体協定書標準例）を参考に作成すること。